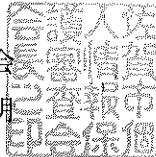


答申第148号  
令和元年7月26日

佐賀市長 秀島敏行様

佐賀市個人情報保護審査会  
会長 村上英明



佐賀市個人情報保護条例第7条第3項第6号及び第8条第1項第5号の規定に基づく諮問について（答申）

佐賀市個人情報保護条例第7条第3項第6号及び第8条第1項第5号の規定に基づき、令和元年7月19日付け佐市地政第202号により諮問がありました「富士小学校跡地施設への防犯カメラ設置に伴う個人情報の本人以外からの収集及び外部提供について」については、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めます。

ただし、個人の権利利益の保護を図るため、次の点に配慮した取り扱いとするよう求めます。

記

- 1 収集した個人情報の取扱いについては、条例の趣旨に則り、必要最小限の利用に限定するとともに、第三者情報に格別の配慮をするなど、慎重を期し、外部提供を行ったときは、本審査会へ必ず報告すること。